

令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金
交付要綱

(通則)

第1条 令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和3年4月8日老発0408第1号別紙。以下「国実施要綱」という。）及び社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国実施要綱に基づき、介護サービス事業所・施設が感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国実施要綱に基づき介護サービス事業所・施設（以下「補助事業者」という。）が実施する介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業を交付の対象とする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを比較して少ない方の額とする。

(1) 補助事業者が実施する次の表の左欄に掲げる事業に係る同表の中欄の対象経費について、同表の右欄に定める助成額

事業	対象経費	助成額
介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業	国実施要綱3（3）イ（ア）の対象経費	国実施要綱4（1）に規定する助成額を算出する方法により算出した額

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次項の場合を除き、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30

年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

2 補助事業者が地方公共団体である場合は、前項第2号及び第3号に掲げる条件並びに次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付申請及び実績報告)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、様式第1号による申請書(次項及び次条において「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 申請書は、事業の実績に基づき作成するものとし、補助金等交付規則第10条の規定によ

る実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、補助金の交付を決定し、交付すべき補助金の額を確定したときは、申請書を提出した者に対し、速やかに、その内容を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、同年10月1日から適用する。